

天理市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年9月21日

天理市長 並 河 健

天理市条例第17号

天理市印鑑条例の一部を改正する条例

天理市印鑑条例（昭和45年3月天理市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請）

第14条 第12条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回路で接続された本市又は民間事業者が設置する専用の端末機をいう。）において個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）又は移動端末設備（同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいい、同法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を利用して、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。